

## 平成30年度補正予算について

法務省

<b>災害からの復旧・復興</b>	<b>213百万円</b>
-------------------	---------------

- ・平成30年7月豪雨災害の被災者に対する援助

日本司法支援センター（法テラス）において、被災者を対象として、資力の有無にかかわらず、生活の再建に必要な「無料法律相談」を提供

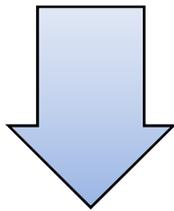
213百万円

## 平成30年7月豪雨災害復旧に係る 日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費

日本司法支援センター(法テラス)は、総合法律支援法に基づき、全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供するため、民事法律扶助を実施

### 通常の民事法律扶助

資力の乏しい者を対象として、「無料法律相談」等を提供



政令で指定する大規模災害(※)の被災者のための  
援助の特例 (総合法律支援法第30条第1項第4号)

※特定非常災害特別措置法における「特定非常災害」規模の災害を想定

### 平成30年7月豪雨災害の被災者に対する援助

被災者を対象として、「無料法律相談」を提供

#### 援助のポイント

##### ○対象者

被災者(災害救助法適用地域に自宅等を有した者)であれば、  
資力の有無を問わない

##### ○相談内容

生活の再建に必要な民事に関する法律問題全般に対応

例： 借金問題(二重ローン等)、相続問題等

##### ○実施期間

平成31年6月27日(災害発生日(※)の1年後)まで

※本豪雨災害は、平成30年6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の  
影響によって、全国各地で甚大な被害が発生したもの(気象庁発表)